

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年3月1日(2007.3.1)

【公表番号】特表2003-504326(P2003-504326A)

【公表日】平成15年2月4日(2003.2.4)

【出願番号】特願2001-508958(P2001-508958)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/48	(2006.01)
A 6 1 K	47/02	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/48
A 6 1 K	47/02
A 6 1 K	47/10
A 6 1 K	47/36

【誤訳訂正書】

【提出日】平成19年1月9日(2007.1.9)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】カラギーナンと澱粉との混合物を含有する42~84重量%のゲル形成剤と；可塑剤と；緩衝剤とより実質的になる、軟質カプセル用乾燥フィルム組成物であって、

前記ゲル形成剤に含まれるカラギーナンがイオタ-カラギーナンであり；

澱粉がヒドロキシプロピル化タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化メイズスター、酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター、
フランシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター、プレゼラチン化改質コーンスター、
プレゼラチン化酸希釈改質コーンスター、マルトリニス、および馬鈴薯澱粉からなる群
から選ばれる少なくとも1種を含む；

軟質カプセル用乾燥フィルム組成物。

【請求項2】カラギーナンと澱粉とを含む、軟質カプセル用乾燥フィルム組成物であって、

カラギーナンがイオタ-カラギーナンであり；

澱粉がヒドロキシプロピル化タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉、ヒドロキシプロピル化メイズスター、酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター、
フランシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター、プレゼラチン化改質コーンスター、
プレゼラチン化酸希釈改質コーンスター、マルトリニス、および馬鈴薯澱粉からなる群
から選ばれる少なくとも1種を含み；かつ

澱粉とイオタ-カラギーナンとの重量比が1.5:1~3:1の範囲である；

軟質カプセル用乾燥フィルム組成物。

【請求項3】可塑剤がグリセリンである、請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】緩衝剤がナトリウム塩もしくはカリウム塩である、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】保存料をさらに含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 6】 シェルと充填材料とを含み、シェルは実質的に請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の乾燥フィルム組成物を含むことを特徴とするカプセル。

【請求項 7】 イオタ - カラギーナンが有効弾力化量にて存在する、請求項 6 に記載のカプセル。

【請求項 8】 濕粉が構造化フィルムのために有効な量にて存在する、請求項 6 または 7 に記載のカプセル。

【請求項 9】 濕粉とカラギーナンとを含む、材料をカプセル化するための湿潤フィルム形成用組成物であつて、

カラギーナンがイオタ - カラギーナンであり；

濥粉がヒドロキシプロピル化タピオカ濥粉、ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ濥粉、ヒドロキシプロピル化メイズスター、酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター、フラッシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター、プレゼラチン化改質コーンスター、プレゼラチン化酸希釈改質コーンスター、マルトリニス、および馬鈴薯濥粉からなる群から選ばれる少なくとも 1 種を含み；かつ

濥粉とイオタ - カラギーナンとの重量比が 1 . 5 : 1 ~ 3 : 1 である；

湿潤フィルム形成用組成物。

【請求項 10】 濥粉とイオタ - カラギーナンとの重量比が 2 : 1 ~ 3 : 1 の範囲である、請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】 濥粉が組成物の 12 ~ 30 重量 % を占める、請求項 9 または 10 に記載の組成物。

【請求項 12】 濥粉が組成物の 20 ~ 30 重量 % を占める、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】 濥粉が天然馬鈴薯濥粉である、請求項 9 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 14】 濥粉が酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスターである、請求項 9 ~ 12 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 15】 イオタ - カラギーナンが組成物の 6 ~ 12 重量 % を占める、請求項 9 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 16】 イオタ - カラギーナンが組成物の 8 ~ 10 重量 % を占める、請求項 15 に記載の組成物。

【請求項 17】 イオタ - カラギーナンが組成物の約 10 重量 % を占める、請求項 16 に記載の組成物。

【請求項 18】 イオタ - カラギーナンが標準化イオタ - カラギーナンである、請求項 9 ~ 17 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 19】 濥粉およびイオタ - カラギーナンが組成物の少なくとも 20 重量 % を占める、請求項 9 ~ 18 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 20】 組成物が可塑剤と緩衝剤とをさらに含む、請求項 9 ~ 19 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 21】 可塑剤がグリセリン、ソルビトール、プロピレングリコール、ポリエチレングリコールよりなる群から選択される、請求項 20 に記載の組成物。

【請求項 22】 可塑剤が組成物の 50 重量 % 以下を占める、請求項 20 または 21 に記載の組成物。

【請求項 23】 (v) 約 12 ~ 24 重量 % の、イオタ - カラギーナンであるカラギーナンと；

(vi) 約 30 ~ 60 重量 % の濥粉であつて、ヒドロキシプロピル化タピオカ濥粉、ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ濥粉、ヒドロキシプロピル化メイズスター、酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター、フラッシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター、プレゼラチン化改質コーンスター、プレゼラチン化酸希釈改質コーンスター、マルトリニス、および馬鈴薯濥粉からなる群から選ばれる少なくとも 1 種を含む濥粉と；

(vii) 約 10 ~ 60 重量 % の可塑剤と；

(viii) 約1～4重量%の磷酸ナトリウム二塩基性緩衝剤系と；
を含む軟質乾燥シェルを含有する可食性軟質カプセルであって、シェルが軟質カプセル充填材料を包封している、可食性軟質カプセル。

【請求項24】 可塑剤がグリセリンもしくはソルビトールまたはその混合物を含有し、澱粉が酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター^チおよびヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉から選択される、請求項23に記載の軟質カプセル。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

さらに軟質カプセル用の乾燥フィルム組成物も開示され、この組成物はイオタ・カラギーナンと改質澱粉との混合物を含有する42～84重量%のゲル形成剤と、可塑剤と、緩衝剤とから実質的になっている。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0041

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0041】

本発明者等の鋭意な研究により、或る種の澱粉は本発明による組成物においてほとんど機能せず、それらは高アミロース澱粉、馬鈴薯澱粉以外の天然澱粉および架橋澱粉を包含することが決定された。ゼラチンカプセルの崩壊を促進すべく使用されている水素化澱粉加水分解物も同様に、本発明にて有用でないと思われる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0064

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0064】

本発明にて有用な市販入手しうる澱粉の代表例はピュア・コート（商品名）B760およびB790（酸改質ヒドロキシプロピル化コーンスター^チ）、ピュア・コート（商品名）B793（プレゼラチン化改質コーンスター^チ）、ピュア・コート（商品名）B795（プレゼラチン化改質コーンスター^チ）、およびピュア・セット（商品名）B965（フラッシュ乾燥酸改質天然コーンデントスター^チ）[これらは全てグレイン・プロセシング・コーポレーション・オブ・ムスカチン、アイオワ州から入手しうる]を包含する。他の有用な市販入手しうる改質澱粉はC⁺アラテックス（商品名）75701（ヒドロキシプロピル化酸改質タピオカ澱粉）[セレスター・インコーポレーション・オブ・ハーンモンド、インディアナ州から入手しうる]；M250およびM180（マルトリニス）およびピュア・デント（商品名）B890（改質コーンスター^チ）[グレイン・プロセシング・コーポレーションから入手しうる]；並びにミドソル・クリスピ（改質高アミロースコーンスター^チ）[ミッドウエスト・グレイン・インコーポレーション・オブ・アトキンソン、カンサス州から入手しうる]を包含する。ここで使用するのに適する唯一の天然（未改質）澱粉は馬鈴薯澱粉である。この種の澱粉はポテト・スター^チ・スプラ・バクターとしてロケット社から入手しうる。